

2017年8月31日

広島県内採択区における教科書採択情報の公開についての

声明

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
(教科書ネット・ひろしま)

共同代表 石原 顕

内海 隆男

菊間 みどり

柴田 もゆる

連絡先：石原 顕

広島市東区戸坂大上1-3-19

電話・FAX 082-229-0889

本日8月31日(木)をもって広島県内採択区における小学校道徳教科書の採択が終了し、広島県教委に報告されることとなる。

当会及び連携市民・団体により県内23教育委員会及び県教育委員会に対して請願書を提出し、その最初の項で以下のように〈採択資料等の公開・公表についての要望〉を行った。

〈採択資料等の公開・公表についての要望〉

- ① 教育委員会会議で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。また、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載すること。
- ② 選定委員会において意思形成が終了した「観点・視点・方法」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。
- ③ 意思形成が終了し、選定委員会に報告された「調査・研究委員会報告書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。
- ④ 意思形成が終了し、教育委員会に答申した「選定委員会答申書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。

⑤教科書採択について審議する教育委員会会議（採択審議会）は傍聴者に公開すること。

⑥選定委員会会議、教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく、公表し、かつ事務局教育委員会のホームページに掲載すること。

⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開すること。

前項については、「調査研究委員会、選定委員会、教育委員会の意思決定に支障となる」などの理由で公開を拒否される場合がありますが、情報公開条例によれば、それらが報告、答申、採択した時点で、意思決定は既に済まされていることから、上述の理由は当たらないものであります。もしも他の法的根拠に基づき公開できない場合は、その明確な法的根拠を明らかに示した回答をしていただくよう要望します。なお、貴会の規程・規則等は、内部の申し合わせであると考えられ、法的根拠とはなりえないことを念のため申し添えます。

しかし、各教育委員会からは「従来通り」との回答が多くあり、広島県における教科書採択に係る情報公開は依然として透明性の低い状態が続いているといわざるを得ない。広島県内採択区における採択関連情報の積極的な公開を求めるために当会はこの声明を発表することにした。

1 教科書採択時の教育委員会会議の公開（傍聴の許可）について

広島県内では2014年度から竹原市教委、2015年度から広島市教委が公開をした。しかし、その他の教育委員会は非公開と回答した。その公開理由は竹原市「採択に係る資料等を市民に積極的に公開する」、広島市「より開かれた採択を推進する」ためとしている。

文部科学省2014年4月11日の「平成27年度使用教科書の採択について（通知）」では、

2 教科書採択の公正確保について

(2) (略) 採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

との通知が出されており、「公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努める」とし、公開のための適切な環境整備を行う努力が強く求められているところである。

ここで、他市の動向を見てみると、大阪府・滋賀県・神奈川県・東京都・愛媛県内の採択区は2014年度以前からほとんど公開をしている。藤沢市教委などは181名の傍聴希望者に対して会場の都合で、抽選を行い100名が傍聴できたが、できなかった市民に対して別室にて音声での「傍聴」ができるよう環境を整えたということである。

また、当会が文部科学省の教科書担当者に「公開による問題は把握していないか」と問い合わせたところ、「問題は生じていない」との回答を得た。つまり、公開しても問題が生じない環境整備を行う努力をしてきたのであるから、問題は生じていないのである。

以上の国内、県内の状況や動向を踏まえ、広島県内で採択会議を非公開としている教育委員会は公開に向けて積極的な環境整備を行うことを要望する。

2 「採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること」について

文部科学省は、2015年度改正「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律」において、

(第15条) 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

また、2017年3月28日の文科省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」によれば、

(5)教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに思立学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、引き続き、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

広島県教委は開かれた採択を推進するために「採択基本方針」(2017)において次の方針を示している。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

上で示した「通知」や「基本方針」に定められているにもかかわらず、広島県内採択区の教育委員会においては、例えば7月中に採択したにもかかわらず「9月1日以後公開」するような教育委員会が18もある。

1で述べたように、採択会議を市民に公開したならば、採択当日に結果・理由を市民知ることができる。しかし、採択後1ヶ月近くも遅滞して9月1日以降に公表する教育委員会は、通知のいう「採択後、遅滞なく公表する」責務を怠っているとわざるを得ない。

ところでなぜ9月1日なのか。採択された教科書の需要数は、都道府県教育委員会を経由し、文部科学大臣に報告される（教科書の発行に関する臨時措置法）。そのため、採択の時期は、義務教育諸学校用教科書については、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととされている（無償措置法施行令）。各採択地区の教育委員会は県教委に報告するが、その採択の締め切りが8月31日であることに起因していると考えられる。9月1日以降に公表する教育委員会には、需要数の報告のしめきりと住民の関心事である採択結果の即時公表はまったく別ものであるという認識が欠如しているのである。

全国の動向を見ると、横浜市は8月2日に採択会議を公開した上に、採択結果を当日記者発表してマスメディアを通して市民に公表している。京都市は8月3日に採択会議を公開した上に、翌8月4日にHPに会議録以外の採択関係資料を公表している。全国の動向を見れば他にも、「採択後遅滞なく公表」している教育委員会は多数ある。それが当然ではないか。

採択結果・理由の公表が遅滞している教育委員会は、文科省通知の主旨を踏まえ、全国に教育委員会の動向を把握して「遅滞なく」公表するべきである。

広島県内の教育委員会が9月1日以降に公表する理由の例。

東広島市はメールで「採択結果につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。」と規定されており、本市におきましては、この採択期間終了後の9月1日以降に公開する予定。」と当会に回答した。しかし、無償措置法は採択の期限を示しているに過ぎないのであって、9月1日以降に公開する根拠にはならない。文科省の通知「採択後遅滞なく公表」に違反しているとも言える。

同じく海田町教委もメールで「県の発表以後に公表。（「安芸郡教科用図書採択地区の採択事務に関する規約」に則り、広島県教育委員会が文部科学省に広島県内のすべての採択地区における採択結果を報告した後に、情報公開する。）」と当会に回答した。しかし、教科書採択に対する市民の関心が高まっている今日の社会状況を踏まえた文科省の通知「採択後遅滞なく公表」努力をするために、規約を見直し「遅滞なく公表」する努力をするべきである。

4 採択前に、「採択基本方針」「観点・視点・方法」「採択日程・採択日」
「調査研究委員会報告」「報告後の調査研究委員名簿」「選定委員会（審議
会）答申」「答申後の選定委員（審議会委員）名簿」「答申後の発言者の名
前・職名を入れた選定委員会（審議会）会議録」を公開すること、及び採択
後に遅滞なく「発言者の名前・職名を入れた教育委員会会議録」を公開する
ことについて

情報公開法及び各自治体の情報公開条例には「第5条第5号（不開示情報—意思形成過程情報）として、次のようなものがある。

国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの。

教科書採択における意思決定情報は、市民にとっても大いに関心がある情報である。むしろ、市民が国や自治体の政策決定に無関心であるのではなく、積極的に関わっていくことが、民主主義の基本というべきであろう。これからの日本の社会の課題ともいうべき、教育行政に市民が参加していくために、情報公開制度の活用は重要である。意思決定が既に済んでいる審議会会議録や審議資料が公開されることで、委員の率直な意見交換が損なわれたり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはもうない。意思形成が終了した採択情報を公表することで市民の間で議論が起こったとしても、それは市民の合意形成のために必要な議論のプロセスというべきである。逆に、採択過程の諸情報が広く公開されないことによって、密室の中で採択への政治介入による不正が行われたり、採択資料の間違ひが見つけられなかったりして、結果として市民の理解と批判の下にある公正で民主的な教育行政の推進や適正な教育の実施に資することに逆行する事態を招くと言える。

従って、意思決定情報は原則公開されるべきである。特に、調査研究資料や選定（審議）委員会答申など採択会議の前提事実に関する意思形成が終了した客観的情報や、既に協議を終えた事項についての協議経過などは、非公開とする合理的理由はない。

市民にとって特に早く公開すべき情報は、おおむね4月の教育委員会会議、選定委員会で策定される「採択基本方針」「観点・視点・方法」「採択日程・採択日」である。これらの既に意思形成の終了した情報は先に述べた理由により、非公開とする理由は見当たらない。むしろ、これらの情報を得ることで、該当採択地区の子どもたちや市民や保護者にと

ってどのような方針や観点等や日程や過程を経て採択されるのかについて高い関心を持つと共に、教科書展示会に赴き基本方針や観点等に沿って教科書を閲覧することができるのである。逆に、非公開にすることで教科書採択や教科書自体や教育に対する理解や関心が高まる機会を失うことになる。

次に、「調査研究委員会報告」「報告後の調査研究委員名簿」「選定委員会（審議会）答申」「答申後の選定委員（審議会委員）名簿」「答申後の発言者の名前・職名を入れた選定委員会（審議会）会議録」は既に意思形成が終了したものであるから公開の対象になるものである。もしも、内規（採択規定、採択要項等）として「採択が意思決定であり、それ以前の『報告』や『答申』は意思決定ではない」のであれば、『報告』や『答申』はそれをした後で改ざんや修正など違法な扱いができることになる。公開することで、違法行為を防止する作用が生じる。

『答申』及び『教育委員会会議録』は公務執行行為として情報公開法に従い「職名」「名前」を記入したものを公開することになっているので公開する必要がある。

5 マスメディアへ期待すること

これまで、教育行政は教科書採択に係る情報を積極的に市民に公開してこなかったために、多くの市民やマスメディアは教科書自体や教科書採択過程について関心を持つ機会がなかった。そのために市民として主体的に教科書採択や教科書自体の問題に対して関心を持つことができなかった。

またマスメディアが積極的に教科書採択を含む教科書問題を取り上げてこなかったことの責任も大きい。近日、MBS 毎日放送が「教育と愛国」というドキュメンタリーを制作して、政治勢力が教科書や教育内容に介入している実態を描いたものが放送された。教科書は最終的には各採択地区で決定される。それぞれの地域で生きる子どもたちの成長にふさわしい適切な教科書が適切な採択過程を経て採択されるべきである。

横浜市では8月2日に採択がおこなわれた。傍聴定員は20名であったが、希望者は211人が詰めかけた。抽選があり、漏れた人は別会場で音声を聞く状態であった。その後、傍聴者には録音が許可されたとのことであった。藤沢市では「市民会館で開かれた臨時会には傍聴定員の100席を超える187人が詰め掛け、抽選に臨むなど市民の関心の高さをうかがわせた。」（2017/8/3 付け神奈川新聞）

この神奈川の関心の高さは地元の新聞が採択地区の採択日程の紹介や道徳教科書問題の3日間連続の特集記事を掲載したことも関係していると考えられる。このような市民の関心高め行動を生み出したマスメディアの力は大きいのである。

この例からも、当会はマスメディアが教科書や教科書採択に係る情報や問題性を市民や保護者に積極的に報道することを要望するものである。